

非営利法人に関する課税の基本的考え方（案）

〔項 目〕

一. 非営利法人に関する課税のあり方を検討するに当たって

- (1) 内閣官房において検討されている非営利法人制度の概要
- (2) 非営利法人制度の考え方に対する指摘
- (3) 非営利法人の課税に関する基本的な視点の違い
- (4) 本報告書の位置付け

二. 非営利法人に対する課税

1. 非営利法人に対する課税のあり方

- (1) 法人に対する課税の原則
- (2) 非営利法人に対する課税の取扱い
- (3) その他の考え方

2. 非営利法人が行う事業活動を非課税とするための要件

(1) 法人としての要件

- ① 事業活動の公益性・公共性（あるいは「社会貢献性」）
- ② 内部留保の制限
- ③ 利益の分配・残余財産の帰属の制限
- ④ 組織運営等に関する要件

(2) 事業活動の内容に関する要件等

① 事業活動の内容に関する要件

- イ 非課税対象となる事業活動
- ロ その他の考え方

② 課税される事業活動の範囲の規定方法

③ 収益的事業から公益的事業に支出した場合の配慮措置

④ 軽減税率の取扱い

(3) 共益的事業を行う非営利法人が受ける寄附金・会費の取扱い

3. 事後チェック

- (1) 事後チェックの重視
- (2) 事後チェックの方法
- (3) 情報公開の重要性

4. 要件を担保するための具体的仕組み

5. 移行する場合等の税制上の取扱い

三 寄附金税制

- (1) 現行の寄附金税制
- (2) 対象法人についての厳格な要件の必要性
- (3) 要件の検討に当たっての考え方
- (4) 寄附金控除等の取扱い